

平成23年第4回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成23年11月30日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
13番 稲井 隆伸	14番 池光 正男
16番 香西 和好	17番 原田 定信
18番 三浦 三一	19番 稲岡 正一
20番 吉川 精二	

欠席議員（1名）

15番 出口 治男

会議録署名議員

3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 森本 哲生
政策監 藤井 正助	教育長 板野 正
総務部長 遠度 重雄	市民部長 井内 俊助
健康福祉部長 松永 恭二	産業経済部長 田村 豊
建設部長 坂東 博	教育次長 西村 賢司
総務部次長 出口 芳博	総務部次長 町田 寿人
市民部次長 石川 春義	健康福祉部次長 林 正二
産業経済部次長 天満 仁	建設部次長 新居 正和
吉野支所長 井上 邦宏	土成支所長 渋谷 一二
市場支所長 竹中 陽子	会計管理者 福原 和代
財政課長 坂東 重夫	水道課長 大川 広幸

農業委員会局長 森 本 浩 幸

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局主査 古 川 秀 樹

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案第 109号 阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第 5 議案第 105号 平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

日程第 6 議案第 106号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 7 議案第 107号 平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第 8 議案第 108号 平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 9 議案第 110号 阿波市税条例等の一部改正について

日程第 10 議案第 111号 阿波市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第 11 議案第 112号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について

日程第 12 議案第 113号 徳島中央広域連合規約の変更について

日程第 13 議案第 114号 中央広域環境施設組合規約の変更について

午前10時00分 開会

○議長（吉田 正君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから平成23年第4回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず、議長会関係会議の概要をご報告申し上げます。

去る10月4日、阿波市において第6回徳島県西部市議会連絡協議会議員研修会が開催され、総勢100名ほどの出席があり、当市も16名の議員諸君とともに参加いたしました。研修会では、新潟県立大学准教授田口一博氏より「地方議会の現状と課題、今議員に求められていること」と題した講演があり、多数の議員から質疑がありました。

次に、10月7日、三好市において第143回徳島県市議会議長会定期総会が開催され、副議長とともに出席いたしました。総会では、会務報告の後、各市から提出された第62回四国市議会議長会理事会への提出議案8件について協議を行い、すべて原案のとおり可決決定いたしました。その結果、鳴門市提出の「本州四国連絡高速道路料金の見直しについて」など3件が提出議案に決定いたしました。

続いて、11月25日に、全国市議会議長会第142回産業経済委員会が東京都において開催され、出席をいたしました。要望書について、実行運動、今後の運営について、関係省庁の担当官より説明を受け、協議をいたしました。

次に、組合議会関係についてご報告申し上げます。

11月24日に徳島中央広域連合議会臨時会が開催され、出席いたしました。

以上の件の詳細については、議会事務局に關係書類を保管していますので、ご高覧ください。

また、阿波市社会福祉大会、阿波市老人体育大会等の諸会合にも出席をいたしました。

次に、監査委員から、平成23年8月、9月、10月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長あてに提出されております。關係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、8月31日に開催された議会運営委員会以降に受理いたしました陳情書については、既に配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

次に、市長からお手元に配付のとおり議案等の提出の通知がありましたので、ご報告し

ておきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、議員派遣報告を行いたいと思います。

副議長より報告をいたします。

副議長香西和好君。

○16番（香西和好君） 皆さん、おはようございます。

議長より指名がございましたので、ただいまより議員派遣の報告をいたします。

去る10月12日から13日の2日間、青森県青森市において第6回全国市議会議長会研究フォーラムに参加いたしました。

まず、増田寛也元総務大臣が、「二元代表制と地方議会改革」というテーマで、鹿児島県阿久根市や名古屋市などの長と議会の対立の事例を挙げ、首長と議会の対立が起きる背景に、市民が議会の不透明さに不信感を抱いていることも要因となっている、二元代表制の市長と議員は議会の中で競争し、もっと市民との接点を設けるべきである、さらに議会は積極的に政策制定案を出すべきである、そして市民へ積極的な公開をし、市民に信頼できる議会でなければいけないとの講演でした。その後、地方自治が専門である大学教授、開催地の議長らが、「地方議会と直接民主主義について」と題してパネルディスカッションをいたしました。目指すべき議会とは、住民に開かれ、住民と歩む議会、政策全般にわたって首長と切磋琢磨する議会、議員同士の十分な討議による議決と市民への説明責任を果たせる議会であるとの討議がなされ、改めて議会のあり方を考えさせられた研修でした。

2日目は、議会基本条例について、帯広市議会副議長ら各市議会議員4名による課題討議があり、各市議会の議会基本条例制定に向けた取り組みや各市議会の活動の状況の報告がありました。

3日目は、青森県観光物産館を視察し、青森県の観光と物産の情報発信の場となっている施設を研修し、次に縄文時代の大規模な集落跡である三内丸山遺跡を視察し、「ムラ」を体験できる公園を視察研修いたしました。

地方議会の権限強化が検討される中、議会は、自治体の議決機関として、これまで以上に議会改革に積極的に取り組み、自己研さんに努めてまいりたいと思いました。

以上で議員派遣報告を終わります。

○議長（吉田 正君） 報告が終わりました。

これより、本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田 正君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名者は、会議規則第81条の規定により、3番森本節弘君、4番江澤信明君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（吉田 正君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、11月22日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

吉川議会運営委員長。

○議会運営委員長（吉川精二君） おはようございます。

第4回定例会の会期につきまして、ご報告を申し上げます。

議長より指名がございましたので、議会運営委員会の協議の結果についてご報告を申し上げます。

平成23年第4回阿波市議会定例会の運営協議のため、11月22日午後1時より第1委員会室において、議会側から正副議長及び委員6名、理事者側から市長、副市長、政策監、総務部長ほか担当職員の出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日より12月20日火曜日までの21日間に決定いたしました。

なお、議事日程については、既に配付してあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明の後、議案第109号阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正についての先議を予定をいたしております。

次に、12月7日水曜日の本会議は、午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定をいたしております。12月8日木曜は午前10時に開会し一般質問、12月9日金曜日も午前10時に開会し一般質問、その後議案に対しての質疑を受け、各委員会へ付託を予定をいたしております。

次に、12月12日月曜日午前10時より総務常任委員会、12月13日火曜日午前1

0時より文教厚生常任委員会、12月14日水曜日午前10時より産業建設常任委員会の開会を予定をいたしております。12月20日火曜日は午前10時より本会議を開会し、各常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定をいたしております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締め切りは、12月1日明日木曜日の正午となっております。

円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願ひし、議会運営委員会の報告を委員長として報告をいたします。

○議長（吉田 正君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から12月20日までの21日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって会期を本日から12月20日までの21日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（吉田 正君） 次に、日程第3、行政報告を市長に求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） おはようございます。

平成23年第4回阿波市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろは本市の行政全般にわたり格別のご支援、ご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

開会に当たり、当面する市政の重要課題についてのご報告を申し上げ、議員各位を初め市民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

最初に、行政報告として、主要事務事業の取り組み状況についてご報告いたします。

まず、本市の行財政改革と平成24年度当初予算編成についてであります。

去る11月25日に平成23年度阿波市行財政改革推進委員会を開催し、平成22年度から平成26年度までの5カ年間の行財政改革の基本となる第2次行財政改革大綱及び各年度の具体的数値目標等を示した第2次集中改革プランに基づいた平成22年度の財政効果額及び進捗状況を報告し、ご承認をいただきました。事務事業の見直しや定員管理及び給与の適正化、市民に影響を与えない一般行政管理経費の節減等に積極的に取り組んだ結

果、平成22年度の集中改革プランにおける財政効果額は2億3,503万1,000円となり、計画額を2,415万1,000円上回ることができました。また、現在、本市においては平成24年度の予算編成作業に取り組んでおり、今日1日に各部局に予算編成方針を通知しており、特に要求する事務事業を市民・納税者・受益者目線で考察し、限られた財源をスクラップ・アンド・ビルド等の手法により有効活用を図ることを指示いたしております。

常々申しておりますが、本市の財政状況は、県下において、また全国の中で人口規模等が本市と類似した団体の中でも比較的健全な財政指標等を示しております。しかしながら、ご承知のとおり、本市は自主財源の乏しい財政構造である上に、現在は合併に係る財政支援措置を受けていることを強く認識しなければなりません。また、今後の国の財政再建、税制抜本改正、歴史的な円高等の影響で、今後阿波市にどのような財源が配分されるかが懸念されるところであります。厳しい財政状況が予想される中、本市の将来を見据えた強固な財政・産業基盤を構築することが私たちに課せられた責務であることを再認識し、市民が住み続けたいと思う魅力や活力のあるまちづくりを目指していかなければなりません。そのために、日ごろから本市の職員の意識改革、人材育成により、市民の負託にこたえられる企画立案及び事務事業の遂行能力の向上を指示しているところであります。

次に、新庁舎建設事業についてであります。このたび土地収用法に係る事業認定のすべての書類手続が整い、去る11月21日に認定庁であります徳島県に事業認定本申請書を提出いたしました。

また、新庁舎を建設するに当たり、市民のための庁舎とするため、市民の皆様が利用する機会の多い、案内、窓口、ロビー、市民交流機能などの共用空間部分について市民の皆様のご意見をお聞きする阿波市新庁舎建設基本設計市民アドバイザー会議を設置し、去る11月19日に第1回目の会議を開催し、委員の皆様からは、市民の視点から見た活発なご意見、ご提案をいただいているところであります。今後におきましても、市民のための庁舎、市民が親しみを持てる庁舎、市民の安全と安心を守る庁舎という考えのもとに全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位のご協力、ご理解をよろしく願います。

また、市内の学校給食業務を統合する学校給食センター建設事業及び切れ目のない子育て支援の充実を図る幼・保連携施設整備事業につきましても鋭意取り組みを進めているところであり、節目節目において議会に報告したいと考えております。



次に、金清自然環境活用センター及び土柱自然休養村温泉についてであります。

両施設につきましては、平成18年7月より指定管理者制度を導入し、経営の健全化に努めてまいりましたが、施設の老朽化や利用客の減少により厳しい経営状況にあります。金清自然環境活用センターにつきましては、今年度、学識経験者を含む整備計画策定専門委員会を発足させ、今後の施設運営のあり方を検討しており、来年3月には検討結果が報告されることとなっております。また、土柱自然休養村温泉におきましては、去る第3回阿波市議会定例会において指定管理者の議決をいただき、現在改修工事を進めているところであり、来年4月より新しい指定管理者の管理運営によりリニューアルオープンする予定となっております。

次に、保健医療関係であります。12月2日阿波市において、市民の健康と医療費抑制の啓発策として、特定健診の受診率の向上と生活習慣病の予防のため、街頭において特定健康診査受診率の向上キャンペーンを行うこととしております。

なお、このキャンペーンには、市議会議長、副議長、総務常任委員会委員、阿波市国民健康保険運営協議会委員の皆様にも特に参加をお願いするとともに、市の行政組織を結集し、市民全体としての取り組みと位置づけ、実施する予定としております。

次に、関係行政機関などへの要望活動等についてご報告をいたします。

去る10月4日に、第108回徳島県市長会議が徳島市において開催され、本市からの要望事項である「子育て支援事業に係る財政支援等について」などの10項目が県への要望事項として決定されました。

また、10月27日には、第131回四国市長会議が観音寺市において開催され、「保健・医療・福祉施策の充実強化」などの5項目を審議し、承認されました。

また、10月31日には、阿波市長、吉野川市長、吉野川善入寺土地改良区理事長の連名により、国土交通省四国地方整備局及び同徳島河川国道事務所へ「善入寺島及びその周辺の保全に向けた河川整備について」の要望書を提出するとともに、早期対策をお願いいたしました。具体的には、宝の島であります善入寺島の優良農地を守るため、本年夏に襲来した台風6号、12号、そして15号により崩壊した善入寺島剣先の復旧及びその周辺対策を求めたものであります。

また、今月16日は、東京都において国土交通省等の関係機関へ、徳島県選出の国会議員も同席いただきながら、吉野川市長、吉野川善入寺土地改良区理事長、麻名用土地改良区理事長とともに、吉野川善入寺島及びその周辺の保全に向けた河川整備についての要

望を行うとともに、早急な取り組みをお願いしたところであります。

次に、11月2日、知事・市町村長地域懇話会が板野町において開催され、各市町長からは、子育て対策として乳幼児医療費県補助金の中学生までの拡充、地震・津波対策の強化、県道の交差点改良などについて意見交換を行いました。

なお、本市としては、農業協同組合の合併促進、善入寺島の護岸補強と河川整備についての要望をいたしたところであります。

次に、11月14日から15日にかけて東京で行われました四国治水期成同盟連合会第2回要望活動に出席し、国土交通省などに対し吉野川流域の内水対策を積極的に推進すること、内水はんらん状況に応じて迅速かつ的確な災害対策を行うこと、無堤地区や漏水等危険箇所の解消などの治水対策について要望を行いました。

次に、11月25日には、徳島県庁において、地籍調査事業の加速的促進を図るため、平成24年度の地籍調査事業の予算確保に関する要望を徳島県知事に行ってまいりました。

以上、概要を申し上げて、行政報告とさせていただきます。

~~~~~

日程第4 議案第109号 阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（吉田 正君） 次に、日程第4、議案第109号阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、提案理由の説明を申し上げます。

議案第109号阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正については、平成23年9月30日の人事院勧告を踏まえ、平成23年11月4日の徳島県人事委員会の勧告等に準じた改正を行うものであります。

議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田 正君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

補足説明を求めます。

遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第109号の補足説明をさせていただきます。

阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について。

今回の条例改正につきましては、平成23年9月の人事院勧告を踏まえ、平成23年11月の徳島県人事委員会の勧告に準じた改正を行うものでございます。

1ページ、中ほどになりますが、改正の主な内容を申し上げます。

阿波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。第1条、阿波市職員の給与に関する条例（平成17年阿波市条例第46号）の一部を次のように改正する。

これにつきまして、この給与条例第11条の2は、住居手当に関する条項でございます。

まず、同条第1項。第1項というのは、住居手当の支給要件に関するものでございますが、これは第1号から第3号までで成り立っております。職員の所有に関する住居手当の廃止に伴い、この第1項のうち、持ち家に係る住居手当支給要件の第2号を削除しますので、「第3号」を「第2号」に繰り上げるものでございます。

次に、同条第2項。第2項といたしますのは、住居手当の支給月額に係るものでございますが、これも第1号から第3号までで成り立っております。第2号は、職員の所有に係る住居手当月額1,500円に関するものでございますが、廃止となりますので、削除となります。したがって、「第3号」は「第2号」に繰り上げとなり、対応する箇所を変更し、第2項本文につきましても、対応する適用条項を改正することになります。

また、別表、2ページから5ページの行政職給料表は、50歳代を中心に、40歳代以上を念頭に置いた給料表の引き下げ改定、最大で0.5%減となっております。

6ページになりますが、第2条、阿波市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年阿波市条例第14号）の一部を次のように改正する。

これにつきまして、附則第7項は、給料の切りかえに伴う経過措置についてですが、その同項第1号中及び第2号中の経過措置の算定に用いる率の改正でございます。

また、附則の主な点は、この条例の施行期日は公布の日の属する月の初日、つまり12月1日となりますが、となること、それと民間との年間格差を解消するため、平成23年4月から11月までの給与と6月支給の期末勤勉手当の調整率を定め減額すること、またその減額調整額は12月支給の期末手当から減額することなどでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田 正君） これより質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第109号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

14番池光正男君。

○14番（池光正男君） 議案第109号阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正についての反対討論を行います。

議案書の中に、55ページの一番上の段ですけれども、減額1,839万円、給料ですね、それと職員手当1,134万3,000円、これは教育長を除く408人の、これ生活給であります。

この問題についても、過去に反対討論を行いました。今、日本は公務員天国とか、人数が多過ぎる、減らせとか、私どもを含め、公務員の風当たりがきついのも、正直なところ、風潮でなかろうかと思えます。

この条例につきましては、議案書の、今申し上げたとおりであります。職員の給料は生活給であり、生活給を下げるということは、よくないと思えます。今の時節柄、地域経済の冷え込みや、やむを得ない事情や市民感情などがありますけれども、お手本を崩せば、民間に与える影響など考えれば、はかり知れない問題が残るのではないかと思います。

以上のことより、簡単ですけれども、反対の討論といたします。

○議長（吉田 正君） 議案第109号に対する賛成討論を、11番阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第109号阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について賛成討論をさせていただきます。

今回の議案は、平成23年11月の徳島県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の給与を平均で0.23%引き下げるとともに、職員の所有に係る住居手当を廃止するための条例の一部改正をするものです。

ご承知のように、公務員は、法律により、ストライキの禁止など労働基本権の一部が制限されています。そして、その代償措置として、人事院が50名以上の民間企業を調査し、公務員の給与などの勤務条件を定め、総理大臣等に勧告を行っています。徳島県にも同様の機関として人事委員会があり、県内の民間企業を調査し、その結果を知事等に勧告や報告を行っています。本市には人事委員会がないので、人事院や県人事委員会の勧告や報告を参考にし労使協議を行い、賃金等を決定をいたしております。

公務員の労働基本権を制限し、その代償措置である人事院勧告制度がある以上、それを準拠することは当然であります。この制度を遵守することにより、職員が安心して、元気でやりがいを感じて、生き生きと働ける環境づくりを進めていくことがこれからの市民サービスにつながると考え、私の賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田 正君） これで議案第109号に対する討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第109号阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第105号 平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

日程第 6 議案第106号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 7 議案第107号 平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第 8 議案第108号 平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 9 議案第110号 阿波市税条例等の一部改正について

日程第10 議案第111号 阿波市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に

ついて

日程第 1 1 議案第 1 1 2 号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について

日程第 1 2 議案第 1 1 3 号 徳島中央広域連合規約の変更について

日程第 1 3 議案第 1 1 4 号 中央広域環境施設組合規約の変更について

○議長（吉田 正君） 日程第 5、議案第 1 0 5 号平成 2 3 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）についてから日程第 1 3、議案第 1 1 4 号中央広域環境施設組合規約の変更についてに至る計 9 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております議案のうち、先ほど先議していただきました議案第 1 0 9 号を除く議案について、提案理由の説明を申し上げます。

提案いたしております議案は、予算案件 4 件、条例案件 2 件、その他案件 3 件の計 9 件であります。

まず、議案第 1 0 5 号平成 2 3 年度阿波市一般会計補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 2, 0 6 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 1 億 2, 1 3 0 万円とするものであります。

次に、議案第 1 0 6 号平成 2 3 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2, 8 5 4 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 9 億 4, 1 1 5 万 4, 0 0 0 円とするものです。

次に、議案第 1 0 7 号平成 2 3 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7, 2 7 2 万 1, 0 0 0 円とするものです。

次に、議案第 1 0 8 号平成 2 3 年度阿波市介護保険特別会計補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 0 2 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0 億 4, 1 8 5 万 5, 0 0 0 円とするものです。

次に、議案第 1 1 0 号阿波市税条例等の一部改正については、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令及び省令の改正に基づき市税条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第111号阿波市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第112号あわ北「新市まちづくり計画」の変更については、合併特例債を本市の将来へ向けての社会資本整備の財源としてより有効利用が図れるよう、計画に事業の追加及び活用期限を1年間延長し、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき議決をお願いするものであります。

次に、議案第113号徳島中央広域連合規約の変更については、現在建設中の徳島中央広域連合消防本部及び東消防署庁舎建設竣工後の事務所の移転に伴い組合規約の変更を要するため、地方自治法第291条の3第3項及び第291条の11の規定により議決をお願いするものであります。

次に、議案第114号中央広域環境施設組合規約の変更については、当組合の議会議員の定数及び中央美化センター解体に伴う構成市町の費用の負担割合について組合規約の変更を要するため、地方自治法第286条及び第290条の規定により議決をお願いするものです。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 議長の許可をいただきましたので、議案第105号の説明をさせていただきます。

平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

平成23年度阿波市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億2,130万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正によります。

今回の補正予算は、徳島県人事委員会の勧告に準じた給与等の改正による補正と新庁舎及び交流防災拠点施設並びに給食センター建設のための用地買収費と補償費等、9月補正後生じたさまざまな事由に対応するため予算計上をお願いしておりますので、よろしく願いいたします。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正ですが、1点目の追加の分です。起債の目的は、総務債、これは庁舎等施設整備事業債でございますが、限度額3億5,960万円、教育債、これは給食センター施設等整備事業債ですが、4,340万円、公共土木施設災害復旧事業債530万円です。起債の方法、証書借り入れ、利率5%以内、償還の方法は借入先の融通条件による。

続きまして、2番目の変更ですが、起債の目的は、道路橋梁債、補正前の額が2億6,150万円で、680万円追加しまして2億6,830万円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

9ページですが、歳入歳出補正予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

まず、歳入ですが、2番目の10款地方交付税で、補正額2億1,434万2,000円で、計71億8,633万9,000円に、1つ飛びまして、14款国庫支出金で、補正額2,185万6,000円で、計20億6,211万9,000円に、15款県支出金で、補正額5,352万5,000円で、計10億4,085万3,000円に、2つ飛びまして、21款市債で、補正額4億1,510万円で、計24億500万円で、歳入合計、補正前の額184億70万円、補正額7億2,060万円で、計191億2,130万円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

10ページ、歳出ですが、1つ飛びまして、2款総務費、補正額4億9,155万1,000円で、計26億3,696万円で、3款民生費、補正額7,521万7,000円で、計64億4,142万1,000円に、3つ飛びまして、8款土木費で、補正額7,317万6,000円で、計15億1,038万9,000円に、10款教育費で、補正額3,227万9,000円で、計15億5,203万3,000円に、11款災害復旧費で、補正額3,477万3,000円で、計4,726万2,000円に、歳出合計、



歳入と同じ、補正前の額184億7,070万円、補正額7億2,060万円で、計191億2,130万円とするものでございます。

12ページのほうをお願いいたします。

内訳になります。

歳入の主なものを説明させていただきます。

上より、中ほどよりもちょっと上になりますが、10款地方交付税、1項1目も同じく地方交付税で、補正額2億1,434万2,000円ですが、これは普通交付税でございます。

続きまして、下のほうになりますが、14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目民生費国庫補助金で、補正額は2万5,000円と少ないんですが、右のページのほうを見ていただきたいんですが、1節の社会福祉費負担金で4,286万6,000円でございます。内訳の主なものでございますが、障害者自立支援給付費負担金で3,274万円、3節児童福祉費負担金で8,034万1,000円の減、これにつきましては子ども手当の負担金でございます。10月からの制度変更に伴うものでございます。4節の生活保護費負担金で3,750万円、これにつきましては生活保護世帯の増加に伴うものでございます。

14ページのほうをお願いいたします。

14ページ下のほうになりますが、15款県支出金、1項県負担金、3目民生費県負担金で、補正額3,941万2,000円です。これは、右のページを見ていただきたいんですが、1節の社会福祉費負担金で3,933万3,000円でございます。内訳につきましては、国保基準超過費用額共同負担金で778万2,000円、国保基盤安定負担金で1,518万1,000円、障害者自立支援給付費負担金で1,637万円となっております。

続きまして、18ページのほうをお願いいたします。

18ページですが、21款市債、1項市債、2目総務債で、補正額3億5,960万円でございます。これにつきましては、右のページを見ていただきたいんですが、5節の庁舎等施設整備事業債で、内訳ですが、説明欄で、合併特例債で3億4,460万円、それと庁舎等施設整備事業債、これは県の振興資金になりますが1,500万円、両方とも庁舎建設の財源でございます。

続きまして、10目の教育債で4,340万円の補正額ですが、これは給食センター施

設等整備事業に係るものでございます。合併特例債を充てるようになっております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

20ページ、上ですが、ここからは歳出となります。歳出につきましても、主なものを説明させていただきます。

職員の給与等につきましては、先ほども申し上げましたが、主に平成23年9月の人事院勧告等を踏まえ、平成23年11月の徳島県人事委員会の勧告に準じ、減額調整をさせていただきます。人件費につきましては、説明を省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

それで、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、補正額1億3,978万8,000円で、これの主なものにつきましては、右のページの説明欄の真ん中よりちょっと下になりますが、退職手当負担金、退職手当組合の負担金で、1億5,445万6,000円となっております。

続きまして、次のページ、22ページをお願いいたします。

22ページの一番下のほうになります、14目の庁舎建設費で、補正額3億6,301万2,000円ですが、これにつきましては、25ページを、済いません、見ていただきたいと思っております。25ページ、上のほうになりますが、内訳ありますので、説明欄で申し上げます。新庁舎と交流防災拠点施設の公有財産購入費で2億4,400万円、それと補償金で1億1,880万円となっております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

28ページ、上のほうになりますが、3款民生費、1項社会福祉費で、1目社会福祉総務費で、補正額4,721万円で、内訳につきましては、右のページの説明欄の真ん中よりちょっと上になりますが、主なものでございます。国民健康保険事業特別会計繰出金で4,804万2,000円でございます。これは、法定内のものでございます。

続きまして、2目の障害者福祉費で、補正額6,937万3,000円です。これにつきましても、右のページ説明欄で主なものを、真ん中あたりになりますが、障害者自立支援給付費で6,407万2,000円となっております。

続きまして、次のページ、30ページをお願いいたします。

30ページ、真ん中ですが、3項児童福祉費の中で、2目児童手当費で、補正額7,944万2,000円の減額でございます。これにつきましても、右のページ、説明欄で、主なものでございますが、子ども手当の扶助費で8,018万円の減額でございます。こ

れも、歳入のほうで申し上げましたが、10月からの特別措置法が施行され、支給額が変更となるためでございます。

32ページをお願いいたします。

32ページ、中ほどですが、4項生活保護費で、2目扶助費で、補正額5,000万円です。これにつきましては、生活保護世帯の増加によるものでございます。

続きまして、ちょっと飛びますが、42ページをお願いいたします。

42ページでございます。上のほうですが、8款土木費、2項道路橋梁費で、4目の地方道整備事業費で、補正額3,485万3,000円です。この主なものにつきましては、右の説明欄で、真ん中よりもちょっと上になりますが、地方道整備事業費で2,984万円です。内訳につきましては、工事費で1,450万円と公有財産購入費で864万円、それと補償金で830万円となっております。

続きまして、またちょっと飛びますが、50ページをお願いいたします。

50ページ、10款の教育費、7項学校給食費で、1目学校給食費で、補正額4,556万3,000円です。これにつきましても、右の説明欄のほうで、真ん中よりもちょっと下になりますが、主なものですが、給食センターの新築事業費の公有財産購入費で4,200万円、補償金で370万円でございます。

次のページ、52ページをお願いいたします。

52ページですが、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費で、1目土木施設災害復旧費、補正額2,000万円です。主なもの、右の説明欄ですが、工事請負費で1,921万2,000円です。これにつきましては、台風15号による公共土木災害復旧工事に係るものでございます。

続きまして、次のページ、54ページをお願いいたします。

この補正予算給与費明細書につきましては、特別職につきましては、報酬と社会保険料の不足分の補正です。それと、一般職につきましては、先ほども申し上げましたが、県の人事委員会勧告に基づき、一般職の給与等の減額調整と育休等による減額をあらわしたものとなっておりますので、ごらんいただけたらと思います。

56ページをお願いいたします。最終ページになります。

このページは、6ページの地方債補正の追加と変更に基づき調書を調製したものでございます。表の一番右側のほうになりますが、当該年度末現在高見込み額ですが、一番下の合計欄の右側ですね、198億830万8,000円となります。

以上、議案第105号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 議長の許可をいただきましたので、議案第106号並びに議案第107号について補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第106号についてでございます。

議案第106号平成23年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,854万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,115万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成23年11月30日提出。阿波市長。

今回の補正予算につきましては、保険給付費や後期高齢者支援金などについて補正が必要となったためお願いをするものです。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。

歳入につきましては、4款1項療養給付費交付金の補正額が6,296万7,000円、5款1項前期高齢者交付金の補正額が4,927万円の減額、9款1項一般会計繰入金金の補正額が4,804万2,000円、10款1項繰越金の補正額が6,681万円となっておりまして、補正額の合計は1億2,854万9,000円で、補正後の歳入合計額は49億4,115万4,000円となっております。

次に、3ページ、歳出についてお願いいたします。

1款1項総務管理費の補正額が23万6,000円の減額、2款の保険給付については、1項療養諸費の補正額が6,784万3,000円、2項高額療養費の補正額が5,500万円となっております。

次に、3款1項後期高齢者支援金等の補正額が1,013万6,000円、6款1項介護納付金の補正額が521万円の減額、11款1項償還金及び還付加算金の補正額が101万6,000円となっております。

補正額の合計につきましては1億2,854万9,000円で、補正後の歳出合計額は

49億4,115万4,000円となっております。

なお、保険給付につきましては、医療費の伸びにより不足が生じる見込みとなったため、また後期高齢者支援金と介護納付金につきましては額の確定による予算措置となっております。

次に、議案第107号について補足説明をさせていただきます。

議案第107号をお願いいたします。

議案第107号平成23年度阿波市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,272万1,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成23年11月30日提出。阿波市長。

2ページの歳入歳出予算補正をお願いいたします。

今回の補正に関しましては、被保険者の死亡や保険料の変更などに伴い発生します過年度分保険料の還付金について不足が生じたためお願いするものでございます。

歳入につきましては、6款2項償還金及び還付加算金の補正額が55万5,000円となっており、補正後の歳入合計額は3億7,272万1,000円となっております。

3ページ、歳出につきましても、3款1項償還金及び還付加算金の補正額が55万5,000円となっており、補正後の歳出合計額は3億7,272万1,000円となっております。

以上、議案第106号並びに議案第107号についての説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 議長の許可をいただきましたので、議案第108号について補足説明をさせていただきます。

平成23年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出そ

れぞれ502万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,185万5,000円とするものです。

続いて、7ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。

歳入の主なものは、下ほどの8款繰入金、補正額515万6,000円で、歳入合計補正額502万円の減額です。

次に、8ページをお願いします。

歳出の主なものは、1款総務費で、補正額520万5,000円の減額で、歳出合計補正額502万円の減額です。

補正の主な理由といたしましては、育児休業職員の給料減によるものです。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 議長の許可をいただきましたので、議案第110号について補足説明をさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

議案第110号阿波市税条例等の一部改正について。

阿波市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年11月30日提出。阿波市長。

今回の条例改正につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、条例改正をお願いするものでございます。

主な改正内容につきましては、1点目として、個人市民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の「5,000円」から「2,000円」へ引き下げること、2点目といたしまして、阿波市税条例に定める市民税や固定資産税、軽自動車税等の不申告や退職所得申告書の不提出に対する過料につきまして、上限額を現行の「3万円以下」から「10万円以下」へ引き上げ、また入湯税についても、帳簿記載の義務違反等に対する罰則を「10万円以下の過料」と改めることとございます。また、3点目といたしまして、現在罰則規定のないたばこ税や鉱産税、特別土地保有税の不申告についても新たに罰則の対象とし、上限10万円以下の過料を科すこと、4点目といたしまして、肉用牛の売却による事業所得に係る特例を見直し、免税対象飼育牛の売却頭数要件の上限を現行の「年間2,000頭」から「年間1,500頭」に引き下げることなどございます。

なお、施行期日については、公布の日から、ただし過料等の罰則規定については、公布の日から2カ月を経過した日から施行となります。

以上、議案第110号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 議長の許可をいただきましたので、議案第111号を補足説明をさせていただきます。

阿波市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年11月30日提出、阿波市長ということで、主な改正理由は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものです。

次に、主な改正点は、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に「死亡した者の死亡当時ににおける配偶者」を「父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合に、死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹」を含めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 議長の許可をいただきましたので、議案第112号及び議案第113号をあわせて補足説明させていただきます。

まず、議案第112号につきまして、あわ北「新市まちづくり計画」の変更についてです。

あわ北「新市まちづくり計画」は、合併前にあわ北合併協議会が作成したもので、合併後の新市まちづくりの基本方針、主要施策、財政計画等を定めておりました。この計画期間は、平成26年度で終了となりますので、1年間延長して、社会資本整備等の財源として合併特例債を有効活用するため、また観光施設の整備の明確化を図ること等から、改正をお願いしております。

次のページのほうを見ていただきたいんですが、まず2ページですが、左側のほうが変更後になっております。こちらを中心に説明させていただきます。

ローマ数字のI、序論3の計画策定の方針のところ、（3）の計画期間ですが、終期

を1年延長するものでございます。変更後、本計画は平成17年度から平成27年度までの11カ年としますということになります。

また、4番目の新市まちづくりの主要施策2、まちづくり事業で、(5)にぎわいと交流産業が発展するまちづくりのところで、①の連携と交流づくりのイ、観光の振興というところで、斜線が引いてありますが、アンダーラインがありますが、右のほうで「に努めるとともに」っていうところを「並びに観光施設の整備充実を進めるとともに」っていうことに、そのように変更するものでございます。また、その下のほう表の中に、主なまちづくりの表の中で、観光振興のところで、事業の概要欄で、ここに「観光施設の整備」という言葉を追加するものでございます。

3ページにつきまして、次のページですね、ここでは、6番目の財政計画ですが、ここでも終期を1年延長するものでございます。この計画の期間は、平成17年度から平成27年度までの11カ年としますということで変更します。

また、4ページ、5ページは、財政計画ですが、歳入歳出ともに、平成27年度を追加し、各項目に予算額を入れております。そして、平成17年度から平成22年度までは実績の数値に変更をしております。そして、平成23年度から平成26年度までは、現段階で想定される予算額に変更しております。

次に、議案第113号をお願いいたします。

議案第113号徳島中央広域連合規約の変更についてですが、この規約の変更は、先ほども市長も申し上げましたが、徳島中央広域連合事務所移転に伴い行うものでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項及び第291条の11の規定により、徳島中央広域連合の事務所の位置を変更するため、徳島中央広域連合規約（平成9年徳島県指令市第35号）の一部を改正する規約を次のとおり定める。

徳島中央広域連合規約の一部を改正する規約ですが、第6条中「徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1」を「徳島県吉野川市鴨島町上下島21番地1」に改めるものでございます。

この規約は、平成24年4月1日から施行となります。

以上、議案第112号及び議案第113号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。



○市民部長（井内俊助君） 議長の許可をいただきましたので、議案第114号について補足説明をさせていただきます。

議案第114号中央広域環境施設組合理約の変更について。

地方自治法第286条及び第290条の規定により、中央広域環境施設組合の議会の組織及び議員の選挙の方法並びに経費の支弁の方法を変更するため、中央広域環境施設組合理約の一部を改正する規約を次のとおり定める。

平成23年11月30日提出。阿波市長。

今回の提出の中央広域環境施設組合理約の一部改正について主な改正点といたしましては、1点目といたしまして、組合議会の議員定数について、板野町と上板町の定数をそれぞれ現行の「1人」から「2人」にふやし、全体の定数を現行の「16人」から「18人」とすること、2点目といたしまして、吉野川市川島町にあります美化センターの解体事業を実施するに当たり、解体に要する経費について、搬入市町村の負担割合を均等割25%、ごみ量割75%とすることとなっております。

なお、施行期日につきましては、平成24年4月1日からとなります。

以上、議案第114号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田 正君） 説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、7日午前10時より代表質問、一般質問であります。本日はこれをもって散会いたします。

午前11時19分 散会